

第4号議案 定款中一部変更の件

1. 変更の趣旨

第3号議案の決議により基金償却積立金を1,000億円取崩しすることに伴い、基金の総額を変更するものであります。

2. 変更の内容

現行定款中、一部を次のとおり変更するものであります。

定 款 変 更 案

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第6条（基金の総額） 当社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は <u>2,610</u> 億円とする。	第6条（基金の総額） 当社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は <u>1,610</u> 億円とする。

3. 変更の効力が生ずる日

平成20年12月1日（予定）

注. 第3号議案における基金償却積立金の取崩しが効力を生ずることを前提としています。